

# こころ

「意」  
神政連レポート  
No.220

- 01 **巻頭言** 年度末にあたり／打田 文博
- 03 国会議員懇談会会長就任にあたり／中曽根 弘文
- 04 神道政治連盟国会議員懇談会総会を開催  
中曽根弘文氏が新会長に選任
- 05 **特集1** いまこそ皇室典範特例法制定を！／百地 章
- 09 **特集2** 日韓歴史認識問題四十年から見た岸田政権の対韓外交／西岡 力
- 13 憲法フォーラムin広島、in松山を連日開催！  
－ 緊急事態条項の新設は待ったなし！－

## 年度末にあたり



神道政治連盟会長  
打田 文博

本年度も僅かとなりました。この一年を振り返りますと、年度当初の参院選も終盤の七月八日、安倍晋二国會議員懇談会会長が凶弾に斃れ、悲しみに暮れる衝撃的なスタートとなりました。まもなく一年、謹みて哀悼の意を表します。国議懇では去る四月十三日の総会にて、会長に中曽根弘文先生(前幹事長)がご就任されました。

昨夏の第二十六回参議院議員選挙では、比例区に於いて山谷えり子先生を推薦申し上げ、皆様方のご理解により当選(四期目)されました。以来、山谷先生は、「家族・教育・国なおし戦後の宿題を片付けます」の政策課題に体を張って頑張っておられます。特に昨今、性的少数者の理解増進法案をめぐる自民党内の議論では、

差別の定義が曖昧であること等、課題が多く慎重な検討が不可欠との立場で終始一貫、臨んでおられました。

この問題は、国会の場で議論されること存じますが、「女性の領域が守られること」「差別や性同一性の定義が明らかにされること」「すでに起こっている内外の問題事例を参考にした議論をすること」「権利と権利の衝突にならないこと」等が充分議論されることが必要です。多様性とは、それぞれの国の歴史と伝統を踏まえた価値観や社会通念を互いに尊重し合うことが最も重要なのではないのでしょうか。社会の混乱を招かぬよう十分な議論を望みます。保守とは不易と流行を間違わないことです。

一方、我が国を取り巻く環境を見れば、憲法改正は喫緊の課題であり、改正に向けての世論喚起活動を積極的に行って参りました。全国十地区開催を目指しスタートした「公開憲法フォーラム」も九地区で開催が

終了し、最後の地区も開催に向け詰め段階で、新年度早々には実現の運びです。四国地区の松山で開催された内容は月刊正論五月号に掲載、憲法改正に向けて啓発の一助となったことと思います。併せて、神政連では、国防をテーマとしたリーフレットを作成しておりますので、広く活用頂ければ幸いです。

今後は、都道府県単位で研修や集会などの開催を計画しており、すでに開催に向けての問い合わせも寄せられ、有難く存じております。また、日ごとに増える改憲友好団体と共に全国大会も計画し、国民運動の輪を一層広げてまいります。

国民世論も「自衛隊明記」については、各種調査を見ても賛成が五〇%を越えております。今後は、現行条文に囚われることなく、広く国防の視点に立ち、憲法審査会での議論がなされることを期待するところです。

憲法改正は、戦後神社界の悲願であり、様々な機会に意思表明はなされていますが、憂えているばかりではことは進みません。国民運動の輪を広めるべく、愈々具体的な行動を団結して取り組む時が来たかと存じます

す。一層のご理解とご協力をお願い致す次第です。

現下の世界情勢は、ロシアのウクライナ侵略戦争が長期化する中、我が国の近隣諸国は軍拡に走り、社会不安は増大し、台湾有事は人ごとではありません。

国内にあつては、少子化・過疎化等取り組むべき課題は多岐に亘ります。中でも食糧問題は喫緊の課題です。我が国の食料自給率は、先進国の中でも最低の三八%(カロリーベース)とのこと、野菜の自給率は八〇%とされていますが、野菜作りの元となる種の自給率は一〇%です。海外に大きく依存する現状は、台湾有事ともなれば供給が絶たれ、食糧不足や価格高騰となり、日本は直ちに食糧難に陥ることは火を見るよりも明らかです。農業政策は我が国の基本です。食料自給率を高めるとともに、きめ細やかな命を守る食料供給のネットワークの確立が急務です。

世界に誇る皇室を戴くことの有り難さを実感しつつ、新年度も様々な国民運動に取り組んでまいります。各位のご理解ご協力をお願い申し上げます。

(五月十五日記)



任とともに今後の活動について慎重審議が行われました。総会冒頭、安倍晋三会長の御霊に黙祷を捧げ、中曽根弘文国議懇幹事長、来賓の打田文博神道政治連盟会長がそれぞれ挨拶しました。議事では「今後の運営について」として、まず新会長の選任が行

われしました。総会の司会を務めた城内実国議懇事務局長が後任の会長について出席者に意見を求めたところ、中曽根幹事長を後任の会長にとの旨発言があり、採決の結果、提案通り中曽根弘文氏が満場一致で新会長に選任されました。中曽根会長は就任に当たっての挨拶で、今日までの取り組みを回顧しつつ、安倍前会長の御遺志を受け継ぎながら国議懇を牽引してゆく決意を示されました。なお、副会長以下の役員人事については、中曽根会長に一任されました。続いて、今後の活動について協議され、皇室に関する事柄や憲法改正、教育、靖國神社に関する事柄など国家の基本的な問題に関する勉強会の開催と国会での実践活動の他、神社参拝や研修会の開催、青年神職との交流会について、引き続き企画・実施していくことで諒承されました。

この度、皆様のご推挙により神道政治連盟国会議員懇談会（国議懇）の会長に就任致しました。重責に身の引き締まる思いであります。全力で務めてまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。私は初当選以来、約三十七年にわたり国議懇の会員として神道政治連盟の皆様と活動をともにし、安倍前会長のもとでは幹事長および会長代行として行動してまいりました。安倍前会長は確たる国家観のもとに強いリーダーシップを持って国議懇の活動を推進してきて下さいました。しかしながら凶弾に倒れ逝去されましたことは誠に残念であり、只々ご冥福をお祈りするばかりであります。

私は安倍前会長や綿貫元会長を始めとする歴代の会長が所属議員とともに築き上げてきた国議懇の歴史を大切にしつつ、神政連の皆様とも緊密に連携し、活発な活動を行っていきたくと考えております。

当国議懇は神政連設立の一年後、昭和四十五年五月に設立され、活動は本年で五十三年目に入ります

## 国会議員懇談会 会長就任にあたり

神道政治連盟国会議員懇談会会長  
参議院議員

中曽根 弘文



た。これまで我々は神政連の皆様とともに、国家の根幹であるご皇室の御事や憲法問題、教育問題等を始めとする重要課題に対して様々な提言を行い政治の方向性が過ちのないよう活動してまいりました。いかにして皇統の伝統を守り安定を図っていくかが我々の最大の課題であると考えています。

いま我々は先行きが不透明で激動の時代の中にあり、日本人が歩んできた歴史と大切にしてきた価値観を再認識し、良き伝統を守りながらも時代の変化に適切に対応していく、いわゆる「不易流行」の考えのもとに地に足の付いた政治を行うことが重要であります。

国議懇は、現在約二六〇名の国会議員が参加する党内最大規模の会員数を誇る会です。各都道府県議会にも順次、議員連盟が結成されております。我々は、さらに多くの皆様にご参加頂き、我が国の更なる発展のために活動を活性化してまいりますので、今後ともご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

◆有識者会議が「旧宮家養子案」を提案

令和三年十二月、皇位の安定的継承策等を検討してきた政府の有識者会議が報告書を提出した。報告書は、先ず「秋篠宮皇嗣殿下から悠仁親王へと続く皇位継承の流れをゆるがせにしない」としており、これによって「男系継承」が確認された。また、報告書が「皇族数の確保」のため示した三案の一つは「旧十一宮家の男系男子孫を皇族の養子として迎える案」である。これも平成十七年に有識者会議が「女系天皇」を容認して以来、十六年ぶりの快挙であり、高く評価すべきだ。

いうまでもなく、「皇室の伝統」は二六代すべて男系であり、皇位継承について定めた憲法第2条の「世襲」も、歴代政府によって「男系」ないし「男系重視」と解されてきた。また有識者会議のヒアリン

は、その時々々の天皇や上皇の猶子（名目的な養子）として親王に任ぜられ、皇位継承資格を有した。伏見宮家からは第一〇二代後花園天皇が誕生しており、江戸後期から幕末にかけても伏見宮家の当主が天皇の後継候補として挙げられたことが何回かある。

また、天皇の皇子や皇女が伏見宮家の養子になりたり降嫁した例もあり、明治以降では、明治天皇の四人の皇女が、伏見宮家の流れをくむ朝香・東久邇・竹田・北白川の四宮家に降嫁された。昭和天皇の皇女も、東久邇宮家に嫁がれている。

旧宮家の方々は、新憲法下でも一時期（昭和二十二年五月三日から十月十四日まで）皇族であり、皇位継承権を有しておられた。皇室典範第二条第二項では、皇子や皇孫、皇兄弟、皇伯叔父やその子孫等の皇族がないときは「皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える」と規定しているが、旧宮家の方々はこの「それ以上で、最近親の系統の皇族」であった。しかし、GHQの圧力により、やむを得ず皇籍を離脱された。

グでも二十一人中十四人が男系を支持している。

このような事実を踏まえ、報告書も「男系維持」の立場にたつて「皇位の安定的継承策」を考え、旧十一宮家から「皇統に属する男系の男子」を養子として迎える方法を提示したと思われる。それ故、この養子案は「男系に依る皇位の安定的継承を図るための第一歩」となる画期的な案であり、高く評価したい。

◆旧宮家(伏見宮家の家系)について

旧宮家の方々は、四世襲親王家（伏見宮家、桂宮家、有栖川宮家、閑院宮家）の中で最も由緒ある伏見宮家の家系に属する。

伏見宮家は室町時代（一四〇〇年頃）に成立し、他の三宮家と共に皇室を支えてきた。各宮家の当主

さらに、旧宮家には現在の皇室とかなり近い親戚関係にある方が多い。例えば、東久邇家には明治と昭和の二代にわたつて皇女が降嫁され、現在の当主は今上陛下といふところである。久邇家の当主も上皇陛下といふところ関係にあり、竹田家にも明治天皇の皇女が降嫁されている。そして、現在も旧宮家の方々は「菊栄親睦会」などを通じて皇室との親しい交流がなされている。

◆旧宮家から養子を

旧宮家には、若い男子が沢山おられる。分っている限りで、東久邇家、竹田家、久邇家、賀陽家の四家には、二十代以下の悠仁親王に近い世代の男系男子孫が十一名はおられる。そこで、「皇室典範特例法」を制定し、これらの方々の中から何人か相応しい方に「皇族」となって戴こうというのが養子案である。

そして将来、「宮家」を名乗って戴くことこそ、「皇位の安定的継承」を確保すると共に、適切な規模の「宮家」を創設するための最善の方法ではないかと

思われる。その頃には、もともと由緒ある旧宮家の方々であり、国民から広く親しまれ信頼される立派な皇族となっておられることは間違いないだろう。これこそ夢のある希望に満ちた方法ではなからうか。

確かに、「皇族の養子」は、旧典範(第四十二条)と同様、現在の皇室典範でも禁止されている(第九条)。これは「皇統の紊乱を防ぐ」つまり恣意的な養子によつて皇位継承順位が変更されることを防ぐためであったが、それ以上に、明治維新後、増え続けてきた皇族数を抑え、皇族費の拡大を防ぐ狙いがあった。

しかし、皇室の歴史を遡れば、明治の旧典範制定以前には皇族の養子はしばしば行われている。例えば、四世襲親王家(宮家)では、当主不在の時は天皇の皇子が養子として入り、宮家の存続を図ってきた。桂宮家では十一代中七人は天皇の皇子を養子として迎えており、有栖川宮家でも第二代、第三代、第五代の当主が天皇の皇子、伏見宮家でも第十七代当主は桃園天皇の皇子であった。さらに閑院宮家では、明治初年に伏見宮家から養子を迎え、明治維新

と思われる。

#### ◆「門地による差別」には当たらず

この旧宮家からの養子案については、立憲民主党の野田佳彦議員などが憲法十四条の禁止する「門地による差別」に当たるとはならないかと反対している。しかし、これは全く理由にならない。

というのは、そもそも憲法十四条の「法の下の平等」は国家と国民の関係について定めたものであつて、「皇位の世襲」を定めた皇室には適用されないからである。だから、皇室典範第一条が「女性の天皇」を禁止したのは憲法違反ではない(政府見解、憲法学界の通説)。

それ故、もし国が旧宮家の方々に対してのみ特権を与えたりすれば「門地による差別」に当たろう。しかし皇室が「男系の皇統の危機」にあつて、特例として旧宮家から何人かの養子を迎えるのは、憲法十四条の例外と考えられる。

また、仮に「法の下の平等」が適用されるとして

後も、北白川家や華頂宮家では伏見宮家から養子を迎えている。

このような皇室の伝統に鑑みるならば、男子皇族が減少している現在、皇位継承権者が三方しかおられないという危機的状況下で、男系の皇統を護るべく旧宮家からの養子を考えるのは自然であろう。それ故、速やかに皇室典範特例法を制定して養子を認め、それによつて適正規模の宮家を確保しておく必要がある。

養子の対象となりうる宮家は、現実的には常陸宮家、三笠宮家、高円宮家の三家に絞られよう。また、皇室の将来を考えるならば、旧宮家からの養子は悠仁親王と同世代の未婚男子が相応しいのではないかと思われる。つまり、悠仁親王と同世代の方々が皇族となつて、将来の悠仁天皇を支えるのが望ましい。

現在、週刊誌等で愛子様と賀陽家の男子がご交際中との報道もある。真偽の程は定かでないが、もしご結婚となればまず賀陽家の男子を皇族の養子とし、その上で愛子様を迎えるのが理に適っている

も、憲法十四条は「合理的区別」まで禁止していない。であれば、皇位継承権を有する男子皇族が三方しかおられないという厳しい状況下で、憲法第一章の定める天皇制度を守り、皇室典範第一条にいう「皇統に属する男系の男子」を確保するために旧宮家の男系男子孫を養子に迎えるのは、「合理的区別」に当たり「差別」ではない。

つまり、「旧十一宮家の男系男子」の方々は、前述のとおり、現行憲法下でも皇室典範第一条にいう「皇統に属する男系男子」として皇族の身分を有し、第二条二項の定める皇位継承順位において現皇族方に次ぐ皇位継承権を有された特別な方々とその男系男子孫である。

従つて、今日、悠仁親王の次の世代の男子皇族が一人もおられないという想定外の危機に直面して、速やかに皇統に属する男系の男子を確保すべく、旧十一宮家の男系男子孫に限定して何人かを皇族の養子に迎えることには、十分に合理的理由があり、憲法上の問題は生じないと考えられる。

## 日韓歴史認識問題四十年から見た 岸田政権の対韓外交

麗澤大学客員教授  
歴史認識問題研究会会長

西岡 力

私は昭和五十二（一九九七）年に韓国に留学して以来、日韓関係を研究テーマとしてきた。昨年にはその研究を拙著『日韓「歴史認識問題」の40年』にまとめた。本稿ではその立場から岸田政権の歴史認識問題を中心にした対韓外交を評価したい。

まず、歴史認識問題とは何かについて考えたい。私の定義は「歴史認識に関わる事象に対して他国政府が干渉し、外交問題化すること」だ（詳しくは前掲拙著参照）。近代国家間では戦争や植民地統治などの清算は条約で行い、その後は外交に持ち込まない。歴史認識は他国の干渉を許してはならない、国家・民族の独立を支える支柱だからだ。自国民への歴史教育内容や戦没者への慰霊は純然たる内政問題であり、それへの外国の干渉は内政干渉だ。

この定義に立つと、わが国における歴史認識問題は、昭和五十七（一九八二）年、韓国と中国が日

検討したほどだ。  
私の研究によると日韓の歴史認識問題には四要素がある。

すなわち

- ① 日本の学者・運動家・マスコミがウソの発信を行い、
- ② 韓国政府が外交問題としてウソを取り上げ、
- ③ 日本政府がウソだと反論せず、その場しのぎで謝罪と経済支援をし、
- ④ 日韓の活動家らがそのウソを国際社会に広める。

ここで分かるのは、四要素の内二つ半、すなわち①と③、そして④の半分は日本人が主体だ。日韓歴史認識問題は実は日本発なのだ。

次に日本発のウソ発信を整理しよう。政治的意図を持って発信されるウソをプロパガンダという。日本発の反日プロパガンダは三つある。

第一が、朝鮮人強制連行プロパガンダだ。これが一番古い。昭和四十（一九六五）年に朝鮮総連の施設である朝鮮大学の教員だった朴慶植が『朝鮮人強制連行の記録』という本を書いて、朝鮮人労働者の戦時動員が強制連行、強制労働だったというウソを発

本の検定済み歴史教科書の記述について修正を求めたことを嚆矢とし、昭和六十（一九八五）年の中国による中曽根首相の靖國神社参拝抗議と平成四（一九九二）年慰安婦強制連行プロパガンダ以降、本格化したと私は考えている。

ここで強調したいのは、昭和四十（一九六五）年条約によって国交正常化をした後、韓国の朴正熙政権は歴史認識を外交に持ち込んだことは一度もない。ただし、朴正熙政権も反日、即ち日本を激しく非難することはあった。その理由は、歴史問題ではなく、日本が自由陣営にいながら北朝鮮とその手先である朝鮮総連に対して毅然たる対応をとらず、韓国の安保を脅かしていたからだ。例えば、昭和四十九（一九七四）年に起きた文世光事件では、朝鮮総連の関与が指摘されたものの、日本政府は朝鮮総連を捜査しなかったため、朴正熙大統領は日本との断交を

信し始めた。同書は左傾化した日本の歴史学界に決定的な影響を与え、多数の日本人学者らが朴の弟子になって強制連行研究を進め、反日運動家らが韓国にまで渡って行って原告を募集して裁判を起こした。日本ですべて敗訴した後、日韓の活動家らが韓国で裁判を起こし、平成三十（二〇一八）年、文在寅政権下で韓国最高裁が日本企業に賠償金支払いを命じる不当判決を下して日韓関係を悪化させた。

第二が慰安婦強制連行プロパガンダだ。平成三（一九九二）年に朝日新聞が社を挙げてキャンペーンを行い、捏造記事を量産して平成四（一九九二）年一月、訪韓した宮澤首相が八回も謝罪する騒動を起こした。平成二十六（二〇一四）年になってやっと、朝日は軍の命令により済州島で強制連行を行ったとした吉田清治証言を虚偽と認めて取り消したが、植村隆記者が名乗り出た元慰安婦について「女子挺身隊の名で戦場に連行された元慰安婦」と書いたことについては捏造を認めなかった。

第三が、日本統治不法論プロパガンダだ。一九八〇年代から和田春樹東大名誉教授や大江健三郎らがしつこく展開した謝罪運動だ。彼らは日本政府が明

治四十三(一九一〇)年の日韓併合条約について国際法上合法なものだから賠償責任はないという解釈を維持していることを攻撃して、併合条約は当初から不法だと認めさせるように働きかけた。平成三十(二〇一八)年の韓国最高裁の不当判決は実は和田らが主張してきた日本統治不法論を根拠としている。日本の学者や知識人が言うのだから、そこまで踏み込んで日本は怒らないだろうと韓国の裁判所に間違ったメッセージを送ったのだ。

以上見てきたように、まず日本が最初にゴールポストを動かして、相手に得点を与えてしまった。当然、相手は繰り返しそこに攻撃を仕掛けてくる。平成二十七(二〇一五)年の慰安婦合意まで、①④が働き続け、謝ってカネを出せば出すほど我が国の名誉は傷つけられ続けた。

第二次安倍晋三政権になり少しずつ変化が生まれた。平成二十六(二〇一四)年、朝日新聞が慰安婦報道の一部について誤報を認めて謝罪した。国内で①がまさ散らすウソと激しい論争を繰り広げてきた私たちが真実勢力の大きな勝利だった。

平成二十八(二〇一六)年一月、安倍晋三首相が

・日本の政府と企業が元労働者におカネを出すことはしない  
・新たな謝罪は拒否する

最後に韓国側が求めた過去の謝罪の継承表明についても、謝罪という言葉を使わず「一九九八年十月に発表された日韓共同宣言を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでいる」とした。歴史認識という言葉を使って、第二次安倍政権以降の歴史的事実に基づく反論をも継承していることを表明した。

過去の日本の謝罪は道義的なもので法的責任は認めていない。たとえば、平成七(一九九五)年八月の談話で「あらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明」した村山富市首相もその二ヶ月後に「韓国併合条約は当時の国際関係等の歴史的事情の中で有効に締結され、実施されたものである」と認識」と国会答弁している。

岸田政権は謝罪をしなかっただけでなく、三月九日尹錫悦大統領訪日直前の衆院安保委員会で林芳正外相が「戦時動員は」強制労働に関する条約上

国会で、慰安婦について事実無根の誹謗中傷(強制連行、性奴隷、二十万人)が国際社会に広がっているとして政府として対応するという歴史的答弁を行い、外務省が外交青書・ホームページや国連の場で事実に基づく反論を開始した。つづいて、令和三(二〇二二)年四月、菅義偉内閣が、朝鮮人戦時労働について「強制連行」「強制労働」は適切ではない、とする閣議決定を行った。これが教科書検定基準となつて多数の教科書の記述が書き直された。③が大きく変化したのだ。

四要素の内、①の日本国内の反日勢力のウソ発信が弱体化し、③の日本政府の謝罪外交は克服されつつあった。

その土台の上に岸田政権の対韓外交は展開された。岸田政権は戦時労働者問題解決にあたり、次の原則を貫いた。

・平成三十(二〇一八)年韓国最高裁判決は国際法違反  
・解決策は外交交渉ではなく韓国が独自に準備すべき

の強制労働には該当しないものと考えており、これを強制労働と表現するのは適切ではないと思えます」と明言し、菅内閣の閣議決定を再確認した。三月二十八日には強制連行を使うことを認めない小学校教科書の検定結果が公表され、四月十一日に公表された外交青書でも慰安婦のウソに対する反論がこれまで通り明記されていた。

これらに対して韓国内では野党や左派マスコミが批判したが、尹錫悦政権は形式的に抗議をするだけで日韓関係改善の基調を崩していない。それどころか尹錫悦大統領はこれ以上謝罪を求めないと明言した。

五月七日、訪韓した岸田首相は「私自身、当時の厳しい環境のもとで、多数の方々が大変苦しい、悲しい思いをされたことに心が痛む思いだ」と述べた。あくまでも個人的な気持ちのレベルの発言で、謝罪、お詫びという言葉は避けている。

謝罪するたびに悪化してきた日韓関係が、今回言うべきことを言っても改善している。これこそがアグリ・トゥ・ディスアグリ(お互いに違いを認め合う)にもとづく当たり前の外交だ。岸田政権の謝罪をしない対韓外交は評価できる。

# 憲法フォーラム in 広島、in 松山を連日開催！

——緊急事態条項の新設は待ったなし！——

本連盟ではこれまで全国七会場（福岡、大阪、名古屋、金沢、さいたま、札幌、東京）で公開憲法フォーラムを開催しており、今回はその第八弾として、本年三月一日に広島県広島市「東区民文化センター」を会場に「憲法フォーラム in 広島」（参加者四六三名）を、また翌三月二日には第九弾として愛媛県松山市「松山市民会館」を会場に「憲法フォーラム in 松山」（参加者三三五名）を開催しました。



田邦男氏（元空将・麗澤大学特別教授）が講演され、未だ終息の目途が立たず長期化の様相を呈しているロシアとウクライナの「戦争」について概説し、これを教訓に集団防衛体制の構築や核抑止の必要性を訴えられました。続いて第二部では「わが国の

安全と憲法のあり方を考える」と題し、月刊『正論』編集長の田北真樹子氏にコーディネーターを、織田邦男氏とジャーナリストの葛城奈海氏にパネリストを務めいただきパネルディスカッションを実施しました。三氏は中国による台湾侵攻が現実味を帯びている今日、もし台湾有事が発生した場合、先島諸島の住民

同憲法フォーラムは、安全保障体制の見直しや憲法改正の必要性について考えることを主題として基調講演とパネルディスカッションの二部構成で実施しています。広島、松山共通して第一部「基調講演」では「ウクライナ戦争の教訓と日本の課題」と題して、織

約十万人や台湾在住の邦人約二万五千人が戦火に巻き込まれる可能性があること、台湾が中国に併合されればシーレーンが中国の支配下に置かれることとなり、もし我が国への物資やエネルギーの輸入が中国の妨害で滞れば、経済はもとより国民生活に重大な影響を及ぼしかねないことなどについて警鐘を鳴らしました。また、自衛隊と諸外国の軍を比較して、諸外国では祖国のために尽くす軍は「善」とされているにも関わらず、我が国の自衛隊は未だに違憲の存在といわれ続けている現状について、こうした状態を一刻も早く正すために憲法改正が必要と訴えられました。



我が国を取り巻く安全保障環境は刻一刻と厳しさを増していることは論を俟ちません。こうした中、現在国会では憲法審査会で緊急事態条項の新設や憲法九条などについて活発な議論が行われています。とりわけ緊急事態条項について自民党は、八つの論点（①緊急事態の範囲、選挙困難事態の要件化、②認

定主体・国会の関与、議決要件、③裁判所の関与、④任期延長期間の上限など、⑤前衆議院議員の身分復活、⑥その他の国会機能維持策、⑦緊急政令・緊急財政処分、⑧「参議院の緊急集会」の位置づけ）を提示し、具体的項目について議論の加速を訴えています。また、日本維新の会、国民民主党、衆院会派「有志の会」の二党一会派も、独自に緊急事態条項（国会議員の任期延長）の条文案を公表しており、緊急事態条項について憲法改正案の早期取り纏めと国会発議の実現を求める動きは進みつつあります。改めて申すまでもありませんが、あらゆる事態を想定して「自分の国を自分で守れる」体制づくりは、独立国家としてあたり前のことです。



本連盟では来る国民投票を見据えて、引き続き憲法フォーラムを企画・実施するとともに、各地で神職を対象とした研修会を開催するなどし、認識の共有を図って参ります。

新たな啓発資料のご紹介

# このままではいいの？ 日本 決めるのはあなた 国民です！

ロシアによるウクライナ戦争は依然終息の  
気配を見せず、また、日本の安全保障を巡る環境  
は年々厳しさを増しています。この度、本連盟では、  
我が国に迫る脅威を概説し、それに対応出来る  
得る防衛体制構築のための憲法改正を啓発する  
リーフレットを作成致しました。



ご希望の方は神道政治連盟中央本部へお問い合わせください。



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号  
電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321